

## 東日本大震災等被災者への経済支援について

平成23年3月の東日本大震災等により、被災された世帯の学生（新入生を含む）に対して、緊急経済支援を実施してまいりましたが、引き続き平成24年度も入学料及び授業料等の免除を実施する予定です。

また、「つくばスカラシップ」及び「茗溪・学都教育助成基金事業」で緊急経済支援（この経済支援で給付する奨学金は返還を必要としません。）を実施しておりますので、下記までお問い合わせください。

### 1. 申請方法

#### 入学料免除

入学手続書類に同封する入学料免除申請書により申請してください。

#### 授業料免除

平成24年4月（1期分）及び9月（2期分）頃に本学ホームページ及び掲示等によりお知らせします。

なお、平成23年度において授業料免除となった方も平成24年度に免除を受けようとする場合は、新たに免除申請をすることが必要です。

### 2. 入学料免除及び授業料免除の対象となる場合

- ①家計支持者の家屋が全壊・半壊した場合
- ②家計支持者が死亡又は行方不明の場合
- ③福島第一原発の影響により家計支持者の住居が避難区域にある場合

※家屋が一部損壊等の被災をした場合は、家屋等の修理のために要した費用を授業料免除申請において家計収入から控除し、家計状況により授業料免除となります。

### 3. 問合せ先

#### 学生部学生生活課経済支援

TEL：. 029-853-2262、5959

場所：筑波キャンパス第一エリア「スチューデントプラザ」3階

平成24年1月18日

学生部学生生活課